

甲良町国土強靱化地域計画

令和2年8月

甲良町

< 目 次 >

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 まちの地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・ 6
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みの分析・評価・・ 8

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ 18

別紙2 関連事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災など、想定外とも言えるような大規模な自然災害を何度も経験し、その都度、様々な防災対策を講じてきましたが、甚大な被害により復旧・復興が滞り、長期間に渡るということを繰り返してきました。

こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、人命や経済社会システムへの被害を最小限に抑えるなど平時から対策することが必要です。

これらの視点から国におきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本法では、必要な事前防災、減災およびその迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することなどが念頭に置かれています。

さらに平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画の指針となる「国土強靱化計画（以下「国基本計画」という。）」が策定され、平成30年12月には近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化を踏まえて、同計画が見直されました。

本町においても、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や局地的な大雨等の風水害への対応が大きな課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなります。

本町では、こうした災害などへの不安を取り除き、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、解決すべき課題を整理し、国や県と一体になって強靱化の取り組みを推進すべく、「甲良町国土強靱化地域計画」（以下「町地域計画」という。）を策定しました。

今後は、町地域計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

2 基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、町地域計画は国基本計画と整合性のとれたものとします。

(2) 計画の対象とするリスク

町地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

町地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

(5) 計画期間

町地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

3 まちの地域特性

(1) 概要

本町は、滋賀県の中東部で犬上郡のほぼ中央に位置し、北は彦根市に接し、東は多賀町、西は豊郷町、南は愛荘町に隣接しており、総面積は 13.63 km²で、県内では 2 番目に小さな町です。

本町は、稲作主体の農業生産を生業（なりわい）として発展してきました。現在の土地利用の内訳をみると、田が 648ha（47.6%）、畑が 47ha（3.5%）、宅地が 211ha（15.5%）、山林・原野が 191ha（14.0%）、その他が 234ha（17.2%）であり、今なお農用地が半分以上（51.0%）を占めています。

また、農用地の間に点在する集落は、扇状地形のかすかな高低の地形を測るように、微高地を求めて形成されています。

(2) 地勢・地質

本町は、鈴鹿連峰より琵琶湖に向けて開けた地域で、東部は標高 130m、西部は 115m とゆるやかな傾斜をもつ平坦な地域です。また、犬上川左岸扇状地に古くから開け、数多くの文化財を有する米作地帯であり、東部に名神高速道路、国道 307 号、西部には東海道新幹線、近江鉄道が通っています。

本町の地質の基盤は正楽寺山、池寺山であり、これは最も古い基盤岩石から出来ている山地で、古世層のチャート、頁岩を主とし、その中に貫入したと見られる石英斑岩のような火山岩類もあります。南部の九条野山を中心とする丘陵地は、粗大な砂礫によって構成され、全体に風化された粘土分が目立ち、赤褐色を呈しています。犬上川扇状地の基底部には、このような洪積世堆積物が存在し、扇状地の基盤をなしています。地表より地下 6～8m までは砂利層、これは犬上川によってもたらされた扇状地堆積物、8～25m までは段丘層の砂利層、25m 以上は古琵琶湖層群である粘土層です。

こういった地質のため、本町において呉竹で液状化現象が起こることが、平成 8 年度に実施した防災アセスメント調査において明らかにされています。

(3) 活断層

従来、断層は地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方が有力でありましたが、近年では地震断層が発見されて「生きている断層」、つまり活断層が地震発生と密接な関わりをもっていることが明らかになりました。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業が進められつつあります。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、我が国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本町近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されています。

なお、平成 8 年度に実施した防災アセスメント調査においては、想定断層を百済寺断層（マグニチュード 7.2、震源深さ 10 km、活断層の長さ 25 km）としました。

(4) 気象

気象について、彦根地方気象台（気象庁）により観測資料がまとめられています。
気象状況（気象官署：彦根）の概要・記録は次のとおりです。

<気象概要>

（平年値：1981～2010 年）

項目	内容
年平均気温	14.7℃
年平均降水量	1,570.9 mm
年間降雪量	104cm
年平均相対湿度	74%
年平均日照時間	1,825.8 時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

<気象記録>

項目	最大値	記録年月日	統計期間
日最大 10 分間降水量	27.5mm	2001. 7. 17	1937. 1～2019. 8
日最大 1 時間降水量	63.5mm	2001. 7. 17	1894. 1～2019. 8
日降水量	596.9mm	1896. 9. 7	1893. 10～2019. 8
月降水量	1,018.8mm	1896. 9	1893. 10～2019. 8
年降水量	3,065.5mm	1896	1893～2019
日最大風速	31.2m/s	1934. 9. 21	1893. 10～2019. 8
最大瞬間風速	46.2m/s	2018. 9. 4	1920. 1～2019. 8
月最深積雪	93cm	1918	1893. 10～2019. 8

① 気温

平均気温は県内では、大津（14.9℃）に次いで 2 番目に高くなっています。

② 降水量

記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるもので、日降水量 596.9 ミリメートル、月降水量 1,018.8 ミリメートルを記録し、平野部において台風以外の降雨では全国的にも最大クラスです。この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。

しかし、一般的には、年間の降水量の平均値は 1,570.9 ミリメートルと全国的には平均的です。月降水量は、6～7 月が多く、9 月がこれに次いでいます。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっています。

③ 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平均値は、104 センチメートルです。

平成 27 年 1 月には 33 年ぶりの大雪に見舞われ、当月だけでも 107 センチメートルの積雪を記録しています。

④ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強く、風速は、北西の風は毎秒 3~4 メートル程度で、南東の風は毎秒 1~2 メートル程度と、比較して 2~3 倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風が強くなっています。

⑤ 雹

近年では、平成 17 年 6 月に降雹による民家、農産物の被害がありました。

（5）人口の推移

平成 27 年国勢調査で甲良町の人口は 7,039 人、世帯数は 2,310 世帯となっています。平成 22 年から 461 人減少し、県内で最も人口減少率が高くなっています。平成 30 年（2018 年）10 月 1 日現在の「滋賀県推計人口年報」によると、1 年間の自然減（死亡－出生数）68 人、社会減（転出者数－転入者数）82 人で、自然減および社会減が続いています。

総人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人／km ²)	1 世帯あたり人員 (人／世帯)	備考
7,039	2,310	516.4	3.05	平成 27 年国勢調査
7,500	2,320	550.7	3.23	平成 22 年国勢調査
8,103	2,260	593.2	3.59	平成 17 年国勢調査
8,169	2,191	598.0	3.73	平成 12 年国勢調査

(出典：国勢調査)

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 町民生活・町民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば町に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

【個別施策分野】

- ① 行政機能／消防等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療
- ④ エネルギー
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流、⑦ 農林水産、⑧ 国土保全・土地利用、⑨ 環境

【横断的施策分野】

- ① リスクコミュニケーション、② 老朽化対策

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本町の実情に応じて31の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	(1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	(3) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	(4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	(5) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	<p>(1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p> <p>(2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>(3) 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(4) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>(5) 被災地における感染症等の大規模発生</p>
<p>3 必要不可欠な行政機能を確保すること</p>	<p>(1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保すること</p>	<p>(1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>(2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>(3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>5 経済活動を機能不全に陥らせないこと</p>	<p>(1) サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下</p> <p>(2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <p>(3) 食料等の安定供給の停滞</p> <p>(4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>
<p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>	<p>(1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間に機能の停止</p> <p>(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>(4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと</p>	<p>(1) 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生</p> <p>(2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</p>

	(3) ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死者の発生
	(4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域の精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	(3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	(4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

※サプライチェーン：原料から製品やサービスが消費者の手に届くまでの、経済のつながり

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組み分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果のとおりです。

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

町地域計画では、31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおり40の施策のうち11の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／消防等】

≪行政機能≫

(公共施設等の耐震対策) ☆

- 防災拠点となる庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設等公共施設の安全・防災機能の確保のため、耐震化等必要な対策を講じます。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（グループウェア、ファイルサーバー、基幹系システム等）が利用できなくなるリスクを軽減するため、冗長化を進めます。

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- 町防災行政無線（屋外スピーカー20局）を用いた防災訓練を定期的を実施します。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を確認し、連絡手段を確保します。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等の実施を促進します。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信) ☆

- 防災情報伝達システム（町防災行政無線、メール配信システム）等の情報通信手段の多重化・多様化に努めます。また、メール配信システムの登録率を高めます。
- 情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するとともに、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。

- 住民等への主な情報伝達手段であるホームページを平素から利用していただけるよう充実させることで、有事の際の迅速かつ効果的な情報発信につなげます。

(町の業務継続に必要な体制の整備) ☆

- 業務継続計画を策定し、PDCAサイクルを確立し、定期的に更新します。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、消防・防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

(要配慮者対策の推進) ☆

- 災害発生時における要配慮者利用施設の避難確保計画の策定などの避難体制整備を促進します。また、避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を行います。
- 指定避難所について、要配慮者にとって良好な生活環境が確保されるよう、取組を推進します。

(避難行動要支援者対策の推進) ☆

- 避難行動要支援者台帳の整備を今後も継続して行います。
- 災害発生時における要支援者の避難体制整備を促進します。

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発します。

(被災者生活再建支援制度の充実)

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給に係る要綱や滋賀県被災者生活再建支援制度に基づく支援金支給に係る要綱等を整備します。

《消防等》

(業務継続に必要な体制の整備)

- 業務継続に必要な体制を検討し、災害対策本部体制等を適宜見直します。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- 自治会や自主防災組織の活動支援を進めることにより、消防団員の確保を図るとともに消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図ります。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震対策) ☆

- 住宅、建築物等（ブロック塀を含む）の耐震化を住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し一層促進します。
- 多数の者が利用する建築物など耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度を推進することで、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を行います。
- 耐震性の低いとされる町営住宅の耐震診断・改修または建替え・用途廃止を行い、整備を図ります。
- 住宅・建築物等の耐震化の一層の促進を図るため、広報やリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、相談対応を促進します。
- 避難時の安全性を確保するため、補助制度により道路に面する民間ブロック塀等の点検や除去を進めます。

(空き家対策)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家等の利活用により、空家等を生じさせない取組をし、危険な空家等については所有者へ啓発等を行い総合的な空き家対策を推進します。

(緑地・オープンスペースの確保)

- 応急仮設住宅建設候補地や物資集積拠点等防災上重要な場所をあらかじめ検討します。

(上水道・工業用水道施設の防災対策の推進)

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の災害状況等を踏まえ、新たに浸水対策や停電対策の強化を行います。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道事業継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、町民生活への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進めます。
- 下水道施設の耐水化・老朽化対策および浸水対策による耐災害性の強化を図ります。

- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定に取り組みます。
- 下水道施設の耐水化・老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。

（危険物等対策の推進）

- 消防署と連携して、定期的に危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況把握に努めます。

（文化財の保護）

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。

【保健医療】

（災害医療体制の充実）

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要となる現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築に努めます。
また、県との連携をより強化し、関西広域連合をはじめ他府県との医療連携体制の構築を進めていきます。

（感染症の発生・蔓延防止）

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から定期予防接種の接種勧奨に努めるとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

（福祉避難所等の機能強化）

- 災害時に、要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、平時から県湖東健康福祉事務所、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長や要配慮者関係者等と連携し対策を推進します。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制の構築を進めます。
- 長期の避難生活を強いられた状況になった場合でも、居住性や安全性の確保を行い福祉避難所の充実に努めます。

【エネルギー】

（自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）

- 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進します。

（適切な燃料供給のための体制整備）

- 災害発生時に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との応援協定締結も見据え、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施による供給体制の整備や、台風・暴風による大規模停電対策として、ライフラインに関する予防対策および応急対策を県、ライフライン等関係機関が連携し、効果的かつ迅速に実施するための連携体制の整備を図ります。

【産業】

（中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 自然災害等の際、ひとたび被災すると経営に大きな影響を与える恐れがあるため、小規模事業者の防災・減災対策について支援ができるよう商工会および防災担当課と商工担当課が連携し、「事業継続力強化支援計画」を作成します。

【交通・物流】

（主要幹線道路等ネットワークの整備）☆

- 災害発生により、主要幹線道路網が本町で分断すれば、本町のみならず県全体の経済活動の停滞を招くことから、支援の受入、他府県への支援の中継や他府県の交通拠点へのアクセス性向上のため、国道（国道8号、国道307号）の主要幹線道路ネットワークの整備について、関係機関と連携し、整備を進めます。

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、重要物流道路および緊急輸送道路を中心とした道路整備を着実に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕や耐震対策を進めます。
- 冬期における災害発生時の重要物流道路および緊急輸送道路の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、町道1級路線および基幹道路の整備、改良を計画的に推進します。

- 物資輸送ルートを確保するため、駅などの交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。

（道路啓開体制の整備）

- 道路管理者との連携を強化し、災害時の通行状況等の情報収集・共有、情報提供などに必要な体制整備を図ります。

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
- 継続的な営農活動を行う農業者等に対して、災害時に備えた農地・施設等の適正な保全管理を行うよう推進します。

（ため池の防災対策の推進）☆

- 決壊した場合、家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断を踏まえ計画的な改修等を進めます。
- ため池が決壊した場合等に備え、ため池ハザードマップの作成・公表を進め、迅速かつ安全に非難ができるよう地域住民との連携を図ります。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 災害発生時においても、農業集落排水機能の維持を図るため、多面的交付金等を活用し計画的な施設の機能保全対策を推進します。

（農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策）

- 農業用ハウスの台風や大雪などの災害対応強化に向けて、日常保守点検の適切な実践についての普及啓発を行うことや農業用ハウス強靱化緊急対策事業等の事業活用を推進します。

【国土保全・土地利用】

（河川の整備）

- 河川の整備については、「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」に基づき、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施するよう県に要望していきます。

(ダム の 操作 情報 の 的確 な 伝達)

- ダム 操作 に 関 わ る 情 報 を 避 難 行 動 へ つ な げ る た め 、 住 民 や 関 係 機 関 に 対 し 速 や か に 情 報 提 供 が 図 れ る 仕 組 の 構 築 を 進 め ま す 。

(浸水 対 策 の 推 進) ☆

- 局 地 的 集 中 豪 雨 の 頻 発 に よ る 浸 水 被 害 を 軽 減 さ せ る た め 、 県 と 連 携 し て 、 雨 水 排 水 施 設 の 整 備 に よ る ハ ー ド 対 策 と 、 洪 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ の 作 成 ・ 普 及 啓 発 ・ 訓 練 の 実 施 に よ る ソ フ ト 対 策 を 組 み 合 わ せ た 効 果 的 か つ 効 率 的 な 対 策 を 推 進 し ま す 。 広 域 化 ・ 共 同 化 研 究 会 の 中 で 、 県 と 市 町 の 合 同 に よ る 災 害 支 援 協 定 の 締 結 や BCP 計 画 (浸 水 害 編) の 策 定 等 の 検 討 を 行 い ま す 。 処 理 場 お よ び ポ ン プ 場 で 、 汚 水 流 下 機 能 や 電 源 供 給 機 能 等 の 施 設 の 優 先 度 を 考 慮 し 、 浸 水 防 止 措 置 の 検 討 ・ 対 策 を 進 め ま す 。

(鉄 道 施 設 の 防 災 機 能 の 強 化)

- 本 町 所 有 の 尼 子 駅 コ ミ ュ ニ ティ ハ ウ ス の 管 理 に つ い て 今 後 も 適 切 な 防 災 対 策 を 検 討 し て い く 予 定 で す 。
- 地 域 交 通 や 全 国 の 人 の 移 動 を 支 え る 鉄 道 施 設 の 防 災 機 能 を 強 化 す る た め 、 鉄 道 事 業 者 に お い て 、 鉄 道 施 設 の 耐 震 化 や 総 合 的 な 防 災 対 策 が 実 施 さ れ る よ う 促 進 し ま す 。

(地 籍 調 査 の 推 進)

- 災 害 復 旧 ・ 復 興 の 迅 速 化 を 図 る た め 、 地 籍 調 査 を 町 防 災 計 画 に 位 置 付 け 、 地 籍 調 査 の 計 画 的 な 実 施 を し て い き ま す 。

【環 境】

(有 害 物 質 等 対 策 の 推 進)

- 町 内 事 業 者 の 現 状 把 握 を 進 め 、 有 害 物 質 等 を 排 出 す る お そ れ の あ る 工 場 等 や 浸 水 リ ス ク が 高 い と 見 込 ま れ る 工 場 等 へ の 工 場 立 入 調 査 や 、 浸 水 等 の リ ス ク へ の 注 意 喚 起 、 助 言 等 を 行 い ま す 。

(浄 化 槽 の 管 理 体 制 の 整 備)

- 災 害 発 生 時 に お け る 浄 化 槽 の 軀 体 の 損 壊 、 槽 内 装 置 の 故 障 等 被 災 状 況 に つ い て の 報 告 ・ 連 絡 体 制 の 構 築 を 進 め ま す 。
- 町 内 に 設 置 さ れ て い る 浄 化 槽 に つ い て 、 整 理 し て い き ま す 。

(災 害 廃 棄 物 処 理 体 制 の 強 化 ・ 充 実)

- 甲 良 町 災 害 廃 棄 物 処 理 計 画 に 基 づ き 、 災 害 廃 棄 物 の 処 理 を 迅 速 か つ 円 滑 に 実 施 し 、 速 や か な 復 旧 ・ 復 興 に 務 め ま す 。
- 町 営 の 施 設 で は な い が 、 湖 東 広 域 衛 生 管 理 組 合 は 耐 震 化 済 み で あ り 、 今 後 も 適 切 な 対 策 を 講 じ ら れ る よ う 助 言 等 を 行 い ま す 。

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座や防災パンフレットの作成・配布、地域の防災リーダーとなる担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」とともに「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

(災害ボランティアの活動支援)

- 災害時受援計画を作成し、専門ボランティアの具体的な要請、受入れ手順等を具体化します。
- 災害発生時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。
災害発生時において、町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、商工会や新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

【老朽化対策】

(公共施設等マネジメント) ☆

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修等の時期が集中的に到来することが見込まれることから、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく施設ごとの個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・長寿命化等を計画的に行います。

2 施策分野別事業

施策分野ごとに実施する事業は、別紙3のとおりです。

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靱化は、町地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、町地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、その進捗状況を把握します。

3 計画の見直し

町地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

事前に備えるべき目標

1 直接死を最大限防ぐ

(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	---

- 甲良町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）を策定し、公共施設等の安全性を確保しつつ、公共施設等の適正化・維持管理に努めます。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進することで当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上します。
- 空き家については、所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊の恐れがある住宅については除却を支援します。

(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	---

- 消防署や消防団、自主防災組織と連携して、火災予防の啓発に努めます。
- 出前講座、防災訓練などの機会を活用して地域住民や企業等の自助・共助に関する啓発活動を推進します。
- 空き家については、所有者による適正な管理を啓発していくとともに倒壊の恐れがある住宅については除却を支援します。
- 災害に強いまちづくりを進めるために、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進します。

(3)	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
-----	--

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増えると予想されており、その場合には浸水被害が発生する可能性があります。「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」による河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等とを併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など平常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域河川における、突発的な集中豪雨などを想定した雨量による

避難判断基準の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ります。

- 本町の平野部人口集中地域で頻発している浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進します。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮するよう努めます。
- 出水時において適正に洪水調節を実施するため、既存施設の適切な整備・維持管理・更新を行う必要があります。また、超過洪水時においても浸水被害の軽減や沿川住民の避難時間の確保のため、柔軟な運用等による機能強化を推進します。
- 特に異常洪水時防災操作などのダムの諸情報について、住民や関係機関に対し速やかに提供・共有できる仕組みの構築をします。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらしがメールなど多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。

(4)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------

- 本町においては、今後も多数の土砂災害危険箇所において対策を要することから、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進めます。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生のおそれがあるため、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進めます。

(5)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
-----	---------------------

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、平時から、气象台等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予測される時は情報共有を行い、住民に対し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行います。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から旅行者等の利用者への情報発信を行い帰宅困難者への対策を講じます。
- 暴風雪や豪雪等による被災状況を迅速に収集・共有を行い、的確な災害警備活動を展開するために、警察の通信基盤や施設の堅牢化・高度化等を進めます。

- 降雪の影響等の情報の収集を行うための自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保する必要があります。
- 豪雪時における消防団の広域応援による雪処理体制や雪処理ボランティアの活用等、除雪処理の担い手の確保体制を構築します。
- 降雪時において、鉄道事業者から利用者に計画運休等、早期の情報提供を行うことにより、列車内での乗客が取り残される事態を回避する対策を講じます。

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

- 物資輸送ルートを確認するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要となります。そのためにも代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また輸送経路の水害、雪害対策等を着実に進めていきます。
- 鈴鹿西縁断層帯地震で想定される避難者数を対象とした備蓄目標を設定し、食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、新たな協定先の検討、住民の家庭内備蓄の啓発等に努めます。
- 災害発生時に県が設置する物資輸送拠点や輸送調整所から届けられる救援物資を町内に受け入れ、避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う集積拠点を具体化していく必要があります。
- 物資輸送ルートを確認するため、駅などの交通拠点、避難所などの防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路、緊急輸送道路、基幹道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

○

(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
-----	----------------------

- 迂回ルートの確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要となるため、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図っていきます。

(3)	自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	---------------------------------

- 地域住民や事業所による協力が必要となることから、自助・共助の取組として実施可能な応急救助・救急活動方法等の啓発を行います。
- 消防署が実施する消防団や救助隊員に対する知識の高度化や訓練、救急車両の整備拡充や救助資機材の充実強化、広域応援受入れ体制の整備等の支援を行います。
- 消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図ります。
- 地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織研修会等を開催します。また自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行います。

(4)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要な現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、派遣調整や保健医療資源を適切に配分できるよう体制作りを行います。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、県との医療連携体制の構築を進めます。
- 支援ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を行います。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止できるよう対策を講じます。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新します。

(5)	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から定期予防接種の接種勧奨に努めるとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。
- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新します。
- 災害関連死を防ぐため、避難所における良好な生活環境を確保します。

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化し、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持します。
- 庁舎等の防災拠点、情報通信システム・各種サーバを置く施設および避難所等において電力供給停止に備え、長期電源途絶等に対する対策を検討します。
- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備し、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組とあわせて促進していきます。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であるため、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保、水害対策等を推進します。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の活用、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めます。
- 滋賀県災害時受援計画等を参考に、甲良町地域防災計画に定める相互協力計画に係る受援体制を具体化することを目的とした災害時受援計画を作成します。
- 勤務時間外の職員参集訓練を実施します。
- 職員初動マニュアルを職員に周知・徹底します。

事前に備えるべき目標

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
-----	---------------------------

- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災情報伝達システム（防災無線、メール配信システム）等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保します。
- 防災情報伝達システム（防災無線、メール配信システム）を構築し、防災訓練等において活用します。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を構築します。
- 非常通信を発信できる機関との協力体制の確立に努めます。

- 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、風水害対策を着実に推進します。

(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

- 町防災行政無線(屋外スピーカー20局)を整備しており、防災訓練等に活用します。
- メール配信システムの利用範囲拡大により、湖東定住自立圏メール情報として災害情報等が配信されていることから、メール配信システムの周知と登録の呼びかけを今後も継続して行います。
- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、ホームページ等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を推進するため、平時からインターネットが利用しやすいよう充実させます。

(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

- 県が実施するJアラートや県防災行政無線等を用いた情報収集、情報伝達訓練に参加しており、より一層の迅速な情報収集・伝達ができるよう取り組みます。
- 通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等の要請を検討します。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム(Jアラート)、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)、土木防災情報システム、しらしがメールなど多様化に努めているところですが、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進し、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。

事前に備えるべき目標

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
-----	------------------------------------

- 自然災害等の際、ひとたび被災すると経営に大きな影響を与える恐れがあるため、小規模事業者の防災・減災対策について支援ができるよう商工会および防災担当課と商工担当課が連携し、令和2年度内に「事業継続力強化支援計画」を作成します。
- 物資輸送ルートを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要で

す。そこで、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図るとともに輸送経路の水害、雪害対策等を着実に進めます。

(2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
-----	-----------------------------------

- 鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進するとともに、尼子駅コミュニティハウスの防災対策を検討します。
- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害対策等を着実に推進します。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道の耐震化、液状化対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めるとともに、洪水など交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めます。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していきます。
- 災害発生後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制の整備を図ります。
- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直す等連携体制の強化を図ります。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報を提供します。

(3)	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

- 食料輸送ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図ります。
- 鈴鹿西縁断層帯地震で想定される避難者数を対象とした備蓄目標を設定し、食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、新たな協定先の検討、住民の家庭内備蓄の啓発等に努めます。

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせ推進します。
- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ります。
- 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備を推進します。

(4)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

- 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを推進します。
- 現行の水準を超える渇水等に備え、今後も関係者による情報共有を緊密に行うとともに、長寿命化も含めた対策を推進します。

事前に備えるべき目標

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-----	---

- 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合に備え、石油関係団体との災害時応援協定に基づく供給体制の連携を強化します。
- 災害発生時に備え、迅速な電力供給のためには、関西電力株式会社との連携を強化します。

(2)	上水道の長期間にわたる供給停止
-----	-----------------

- 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化計画や浸水・停電対策の策定に取り組む必要があります。また、応急給水が必要となった場合には、滋賀県水道協会や近隣市町との連携、協力による応急給水対応の必要があります。
- 被災時の迅速な施設機能回復にむけて、日ごろから施設の点検等に努めており、被災時のダメージを迅速に把握するとともに、各種機関を通じて復旧に取り組んでいきます。

(3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

- 緊急輸送路や避難路、軌道下に埋設してある公共下水道の重要な幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くことから、優先して耐震化を図ります。
- 甲良町災害廃棄物処理計画に基づき、避難所の規模に応じた緊急時の仮設トイレの確保に努めます。

(4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
-----	---------------------------------------

- 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図ります。
- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ります。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めます。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進めます。
- 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図ります。

事前に備えるべき目標

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

- 発災時に迅速な避難行動がとれるよう、指定緊急避難場所、地域避難集合場所を住民に対し一層の周知を図ります。
- 消防署と連携して、出火防止対策や消防力の強化を図ります。

- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備します。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進めます。
- 道路橋梁の耐震補強や道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めます。
- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路沿道の建築物については、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期に耐震化を完了します。

(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
-----	---------------------------------------

- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路沿道の建築物については、所有者への働きかけや支援等をとおして、早期に耐震化を完了します。
- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底します。
- 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、住民への周知を図ります。

(3)	ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-----	---

- 農業用ため池において、想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。そのため、地域住民・施設管理者等との連携を一層推進しハードとソフトを適切に組み合わせた対策に取り組めます。
- 河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させるよう、河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去を行います。
- 防災重点ため池において耐震診断・改修の実施とハザードマップの作成・公表を進める。ハザードマップ作成については10カ所中、4カ所が作成済みであり、今後残る6カ所についても作成します。

(4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、森林境界を明確化するための取組を実施します。
- 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進します。

事前に備えるべき目標

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

- 災害廃棄物処理場は町営の施設にはありませんが、湖東広域衛生管理組合は耐震化済みです。
- 災害廃棄物の処理に関する企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、商工会や別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図ります。
- 甲良町災害廃棄物処理計画に基づき、分別・処理フローに沿って適切かつ迅速な処理に務めます。

(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

- 地域防災計画において、専門的スキルを有するボランティアが必要なときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対して災害ボランティア派遣を要請します。
- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図ります。

(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 広域的な災害に備え県外市町村との相互応援協定の締結を推進しており、現在町を含む湖東定住自立圏において、鳥取県中部定住自立圏との相互応援協定を締結しています。
- 町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、大規模な自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図ります。
- 地震、洪水等による浸水対策を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進します。

(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進めます。
- 地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承を困難とするため、文化財に対する理解者のすそ野を広げ、有形・無形の文化財がより多くの人に支えられるような環境を作ります。
- 文化財の被災に備え、文化財行政の体制整備や文化財の修復技術を伝承する体制作りを図ります。
- 災害時における被害状況の収集のためにも、町内の有形無形の文化を調査・記録します。

(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 災害発生時における被災者の住まいの確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるようマニュアルを整備します。

別紙2 推進方針に基づく施策項目別事業一覧

【下水道】（下水道施設の防災対策の推進）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
社会資本整備交付金事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	防災・安全

【住宅・都市】（住宅・建築物の耐震対策）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
木造住宅耐震診断員派遣事業費補助事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅耐震改修事業費補助事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	住宅・建築物安全ストック形成事業

（地籍調査の実施）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
地籍調査	甲良町	国土交通省	令和20年度以降完了	建設水道課	国土保全

【交通・物流】（主要幹線道路等ネットワークの整備）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
町道池寺下之郷線道路改良事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	社会資本整備交付金

（除雪体制の強化）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
道路除雪事業	甲良町	国土交通省	毎年	建設水道課	国土保全

【農林水産】（ため池の防災対策の推進）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当部署	備考
ため池ハザードマップ作成事業	甲良町	農林水産省	令和2年度完了	産業課	
ため池の耐震化対策事業	甲良町	農林水産省	毎年	産業課	耐震調査により修繕が必要な場合